

● ひとり親控除、寡婦控除について

令和2年分から、死別または離別したひとり親に適用される、寡婦（夫）控除について、「婚姻歴の有無による不公平」をなくすため、未婚のひとり親についても適用されることとなります。

また「男女の不公平」をなくすため、女性にも所得上限を設けたうえで、寡夫（男性）の控除額（27万円）が、寡婦（女性）の控除額（35万円）と同額に引き上げられます。

改正後のひとり親控除、寡婦控除の要件は以下の通りです。今回の改正によって、合計所得500万円超の寡婦である場合や、事実婚として住民票に記載のある場合については、対象外となりました。

なお、事実婚の場合、所得税等の「配偶者控除」の適用を受けることや、民法上の法定相続人になることはできませんが、社会保険の扶養に入ることは可能です。

区分	要件
ひとり親控除 (35万円)	<ul style="list-style-type: none"> 扶養親族（※1、※3）である子がいる 合計所得金額が500万円以下（※2） 事実婚に該当しない（※4）
寡婦控除 (27万円)	<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額が500万円以下（※2） 事実婚に該当しない（※4） で、次のいずれかの場合 <ol style="list-style-type: none"> 夫と離婚後再婚していない人で、扶養親族（※1、※3）がいる人 夫と死別後再婚していない人

※1 総所得金額等が48万円以下（給与収入なら103万円以下）で、他の人の扶養親族等になっていない人

※2 給与収入なら678万円以下となります。

※3 扶養親族には扶養控除の対象とならない年少扶養親族も含まれます。

※4 住民票に事実婚の記載（夫（未届）・妻（未届））がある場合。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
12月	年末調整	
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】年末年始休業は12月29日（火）から1月4日（月）です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。